

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	入宗地区 (入宗)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 16日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・当該集落は、昭和58年度に区画整備事業が完了し、主に水稲を中心に農業が行なわれてきたが、中山間地域に位置することから、急勾配な法面の草刈りなどが農作業の負担となっている。そのため、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し農地(主に田)の維持に努めている。 ・耕作者は20代～80代の兼業農家があり、一部、地区外からの入作者もいるが、集落内の農地の大半は集落内の担い手で耕作している。 ・集落内の農道、水路については、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、集落協定に基づき、農業生産活動等をおこなっているが、担い手の減少及び農業者の高齢化により、現状の活動を維持することが困難な状況になりつつある。 ・山際の農地については、鳥獣被害を防止するため個人で電気柵を設置しているが、電気柵周辺の草刈りや見回りなどの維持管理に係る負担が増えている。また、イノシシの掘り返しによる被害は農地以外の場所でも確認されるため、面的な対策が必要となっている。さらに、近年、イノシシ以外にもシカの出没が見られることから、新たな鳥獣害対策が必要となっている。 ・田の用水は沢水のみのため、渇水に備えた用水の確保が課題となっている。 <p>【地域の基礎的データ】農業者:細目表16戸(うち50歳代以下1人)、農林業センサス7人 認定農業者:0人 新規就農者:0人 主な作物:水稲</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・集落内の農村環境を維持するため、農道及び水路については、自治区、耕作者、中山間地域直接支払交付金の活動組織が一体となって保全に努める。 ・担い手へ農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図り、小規模経営の兼業農家にも受け手となってもらう。また、今後、集落内の農業者の高齢化が懸念されることから、集落外からも適切な農地を利用する農業者を確保し、耕作放棄地の防止に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域直接交付金の協定農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・離農、規模縮小が生じた場合に、近隣農業者を中心に集積、集約化を図り、町農業委員会と連携を密にしながら農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・概ね基盤整備が完了しており、農業の生産効率の向上等を図るため、今後は集落や耕作者の要望を踏まえて、中山間地域直接支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内外からの認定農業者や農業法人などの耕作者の確保・育成について、自治区並びに中山間地域直接支払交付金の活動組織がサポートしていき、地域ぐるみで適切な農地の保全に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地区内外からの認定農業者や農業法人などの耕作者の確保・育成について、自治区並びに中山間地域直接支払交付金の活動組織がサポートしていき、地域ぐるみで適切な農地の保全に努めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として、電気柵や防止柵を設置するとともに、被害が拡大しないように荒廃農地などの発生を抑える。
 ⑦中山間地域直接支払交付金の事業を活用し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。